

# 青森県報

第三千六百九十四号

平成二十五年  
五月二十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる  
図書類の指定……………(青少年  
参画課)……………一

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………(環境政策課)……………二

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉  
政策課)……………二

右 同……………( )……………三

生活保護法による介護機関の指定……………( )……………三

右 同……………( )……………三

右 同……………( )……………三

右 同……………( )……………三

家畜伝染病の発生……………(畜産課)……………四

県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の  
委託……………(建築住宅課)……………五

証紙売りさばき人の名称の変更……………(会計管理課)……………五

公 告

製菓衛生師試験の施行……………(保健衛生課)……………六

大規模小売店舗の廃止の届出……………(商工政策課)……………六

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課)……………七

右 同……………( )……………七

右 同……………( )……………七

右 同……………( )……………七

同……………( )……………七

### 公安委員会

指定講習機関の名称の変更の届出……………(運転免許課)……………八

運転免許取得者教育認定機関の名称及び運転免許取得者教  
育に使用する施設の名称の変更の届出……………( )……………八

## 告 示

青森県告示第四百二十四号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条  
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発行者 (製 作者)名	該当条項
一三〇四六	書籍	恋愛天国パラダイス 五月号 〇九六七五五	竹書房	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
一三〇四九		EXMAX! エキサイティングマックス 六月号 〇二〇九一六	ぶんか社	
一三〇五〇		恋愛宣言Pinky vol.一八 六月号増刊 一五一六六〇六	秋水社	
一三〇五一		裏モノJAPAN 〇一八〇五〇六 六月号	鉄人社	
一三〇五二		増刊まんがグリム童話 Love & Sexy vol.三六 六月号増刊 一八〇一〇六	ぶんか社	
一三〇五三		無敵恋愛エスカー 〇八五七七六 六月号	ぶんか社	

青森県告示第四百二十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

国土交通省

2 住所

東京都千代田区霞が関二丁目一之三

3 代表者の氏名

国土交通大臣 太田 昭宏

右記代理人 国土交通省東北地方整備局長 徳山 日出男

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

中津軽郡西目屋村大字川原平地内

三 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、鉞さい、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条第十三号廃棄物（汚泥のコンクリート固形化物に限る。）（いずれも石綿廃棄物を含まない。）

五 申請年月日

平成二十五年四月十五日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

中南地域県民局地域連携部弘前環境管理事務所

西目屋村総務課

2 期間

平成二十五年五月二十二日から同年六月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年七月五日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一の一

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		居宅介護事業者	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類		
名称	合同会社よし	通所介護	デイサービス	平成 二五・三・三一
所在地	弘前市大字小比内五丁目五の六		弘前市大字小比内五丁目二〇の一	

株式会社エコー	十和田市東一番町六の五	訪問入浴介護	J A 十和田おいらせホームシステム「ぎずな」	十和田市東一番町六の五	〃
株式会社フー	三戸郡階上町大字道仏字三耳	訪問介護	ヘルパーステ	三戸郡階上町大字道仏字三耳	二四・三・三

青森県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社エコー	十和田市東一番町六の五	訪問入浴介護	J A 十和田おいらせホームシステム「ぎずな」	十和田市東一番町六の五	〃
株式会社フー	三戸郡階上町大字道仏字三耳	訪問介護	ヘルパーステ	三戸郡階上町大字道仏字三耳	二四・三・三

青森県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	施設の種類	指定年月日
特別養護老人ホーム金谷みちのく荘	むつ市金谷二丁目二〇の二	地域密着型介護老人福祉施設	平成二五・四・一

青森県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	居宅介護の種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社MS	平川市碓ヶ関七	居宅療養管理指導	碓ヶ関調剤薬局	平川市碓ヶ関二	二五・二・一
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目三ノ一	居宅療養管理指導	クオール薬局 弘前豊原店	弘前市大字豊原一丁目五の二九	平成二五・四・一

青森県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの

Table with 10 columns: Organization Name, Address, Service Type, Facility Name, Address, and Date. Lists various social welfare and nursing care organizations across Aomori Prefecture.

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

Table with 4 columns: Name, Address, Name, Address, and Date. Lists specific home care support organizations and their designated dates.

青森県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

Table with 4 columns: Name, Address, Name, Address, and Date. Lists specific home care support organizations and their designated dates.

株式会社MS	株式会社あうら	"	合同会社結	社会福祉法人柏友会	株式会社弘前ベストア&フーズ	株式会社ゴード	倉石ハーンネス株式会社	有限会社シーク・エスプロダクツ	社会福祉法人青森社会福祉振興団	医療法人恵仁会
平川市碓ヶ関七 鯨森五五の二	青森市大字幸八 畑字松元五八 の三	"	弘前市大字小 比内五丁目二 〇の一	つがる市柏桑 野木田若宮二 五五の一	弘前市大字末 広四丁目一 の一	弘前市大字取 上二丁目一四 の一	三戸郡五戸町 大字豊間内字 地藏平一の八 六五	三戸郡階上町 大字道仏字天 当平七の一五 ク	むつ市十二林 一の一三	三戸郡田子町 大字田子字風 張一の八
"	介護予防 訪問看護	介護予防 通所介護	"	"	介護予防 訪問介護	"	"	"	介護予防 生活介護	介護予防 応知症対 介通所防
碓ヶ関調剤薬 局	訪問看護ステ ーションあゆ み	デイサービス なみのこ	デイサービス よし	デイサービス おの	ヘルパーステ ーション寿楽	ヘルパーステ ーションりん ご	訪問介護サー ビスみさき	ヘルパーステ ーションフオ ーリーフ	みちのく金谷 イシヨートステ	デイサービス センタール 苑
平川市碓ヶ関 七鯨森五五の二	むつ市松原町 二の二	"	弘前市大字小 比内五丁目二 〇の一	平川市猿賀池 上〇〇の一	弘前市大字城 東中央一丁目 二の〇	弘前市大字取 上二丁目一四 の一	八戸市江陽五 丁目二七の二 一	三戸郡階上町 蒼前西六丁目 九の二六三六 ラ・グランデ 一〇七号	むつ市金谷二 丁目二〇の二 丁	三戸郡田子町 大字田子字風 張二〇の三七
二五・二一	二五・四一	二五・三一	二五・四一	"	二五・三一	二五・四一	"	二五・一	二五・四一	"

青森県告示第四百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患者	一	三戸郡三戸町	平成 二五・五 一

青森県告示第四百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十五年五月二十二日から平成二十六年三月三十一日までの間における県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	住 所
ニッテレ債権回収株式会社		東京都港区芝浦三丁目一六の二〇

青森県告示第四百三十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

三沢市大字三沢字淋代平一六の三二〇一

一般財団法人三沢畜産公社

二 変更内容

1 変更前の名称

財団法人三沢畜産公社

2 変更後の名称

一般財団法人三沢畜産公社

公 告

製菓衛生師試験の施行

平成二十五年製菓衛生師試験を次のとおり施行するので、青森県製菓衛生師法施行細則（昭和四十四年五月青森県規則第三十五号）第三条の規定により公告する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成二十五年八月二十一日（水）

2 場所

青森市長島一丁目一の

青森県庁西棟八階大会議室

二 受験願書受付期間

平成二十五年七月二日（火）から同月十六日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目一の

青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局（保健所）、青森市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ（電話〇一七 七三四 九二一四）に問い合わせること。

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファル三戸店

三戸郡三戸町大字六日町四五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦 紘一

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前	廃止後
一、二二〇平方メートル	〇平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成二十五年五月十日

五 届出年月日

平成二十五年五月八日

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、川倉地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定め、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月二十三日から同年六月十九日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、諏訪沢地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月二十三日から同年六月十九日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、八ツ役地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月二十三日から同年六月十九日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、荒川中部地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月二十三日から同年六月十九日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

公安委員会

青森県公安委員会告示第五十三号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、次の指定講習機関から名称の変更の届出があつたので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十二日

青森県公安委員会委員長 木村 八 脩

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	マルエス自工株式会社 弘前モータースク ール	株式会社ムジコ・ク リエイト弘前モ ータースク	平成二十五年四月一日
名称	マルエス自工株式 会青森モーター スク	株式会社ムジコ・ク リエイト青森モ ータースク	平成二十五年四月一日
名称	マルエス自工株式 会八戸モーター スク	株式会社ムジコ・ク リエイト八戸モ ータースク	平成二十五年四月一日

青森県公安委員会告示第五十四号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により、次の運転免許取得者教育認定機関から名称及び運転免許取得者教育に使用する施設の名称の変更の届出があつたので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十二日

青森県公安委員会委員長 木村 八 脩

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	マルエス自工株式 会弘前モーター スク	株式会社ムジコ・ク リエイト八戸モ ータースク	

二 マルエス自工株式会社青森モータースク

名称	変更前	変更後	変更年月日
運転免許取得者 教育に使用する 施設の名称	マルエス自工株式 会弘前モーター スク	株式会社ムジコ・ク リエイト弘前モ ータースク	平成二十五年四月一日
名称	マルエス自工株式 会青森モーター スク	株式会社ムジコ・ク リエイト青森モ ータースク	平成二十五年四月一日
名称	マルエス自工株式 会八戸モーター スク	株式会社ムジコ・ク リエイト八戸モ ータースク	平成二十五年四月一日

三 マルエス自工株式会社八戸モータースク

名称	変更前	変更後	変更年月日
運転免許取得者 教育に使用する 施設の名称	マルエス自工株式 会青森モーター スク	株式会社ムジコ・ク リエイト青森モ ータースク	平成二十五年四月一日
名称	マルエス自工株式 会青森モーター スク	株式会社ムジコ・ク リエイト青森モ ータースク	平成二十五年四月一日
名称	マルエス自工株式 会八戸モーター スク	株式会社ムジコ・ク リエイト八戸モ ータースク	平成二十五年四月一日

四 マルエス自工株式会社浪岡モータースク

名称	変更前	変更後	変更年月日
運転免許取得者 教育に使用する 施設の名称	マルエス自工株式 会八戸モーター スク	株式会社ムジコ・ク リエイト八戸モ ータースク	平成二十五年四月一日
名称	マルエス自工株式 会浪岡モーター スク	株式会社ムジコ・ク リエイト浪岡モ ータースク	平成二十五年四月一日
名称	マルエス自工株式 会浪岡モーター スク	株式会社ムジコ・ク リエイト浪岡モ ータースク	平成二十五年四月一日

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号 青森県  
（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町三丁目番七七号 青森印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二百十五円一銭